

高根沢町地域防災計画（改定案）の概要について

1 改定の趣旨

高根沢町地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条(市町村地域防災計画)の規定に基づき、町の災害対策全般について、関係機関を含めた総合的な計画として定めたものであり、防災活動の円滑な推進を図ることにより、町民の生命財産を災害から保護し、災害の拡大防止と被害の軽減に努め、もって防災に万全を期することを目的とする。

災害対策基本法において、町は地域防災計画を作成し、毎年度検討を加え、必要があると認められるときは改定しなければならないとされており、近年多発している大規模災害の影響及び経験並びに関係法令、国の防災基本計画及び栃木県地域防災計画を踏まえ、計画改定を行う。

2 主な改定項目

- ①地震被害想定
- ②町民の防災意識の高揚及び普及啓発
- ③地区防災計画策定の推進
- ④避難行動要支援者名簿の活用
- ⑤地域の協力体制の整備
- ⑥貯水及び食料備蓄目標
- ⑦福祉避難所の指定
- ⑧避難所の良好な環境整備
- ⑨避難行動要支援者の避難支援
- ⑩避難所生活においての要配慮者への生活支援
- ⑪被災者台帳の作成
- ⑫要配慮者利用施設への避難対策
- ⑬ため池施設対策
- ⑭洪水予報について
- ⑮ハザードマップの町民、要配慮者利用施設への周知
- ⑯土砂災害警戒情報等を活用した避難情報の発令
- ⑰避難行動の理解促進について
- ⑱警戒レベルを用いた避難情報の発令
- ⑲水害における災害廃棄物処理への対策
- ⑳広域避難に関する協定について
- ㉑第 7 部 感染症等対策編の創設（内容については現在協議中）

3 改定のスケジュール

令和 2 年 6 月 1 日（月） ～令和 2 年 6 月 30 日（火）	パブリックコメントの実施
令和 2 年 8 月	議会議員全員協議会において、パブリックコメントの実施結果を含めた改定案の報告
令和 2 年 9 月	地域防災会議 → 承認 → 公表

【震災対策編】

地震被害想定

①地震被害想定を平成16年度の栃木県が実施した調査データを用いていたものを平成25年度に実施した調査データに更新。避難所生活者の想定を1,800人から1,700人に変更。

<一部修正> (平成25年度栃木県地震被害想定調査をもとに修正)

第2 被害想定結果 (県全体)

県が平成16年度に平成25(2013)年に実施した地震被害想定 of データを使用して、計測震度、建物被害、ライフライン被害、人的被害、機能被害等について次のとおり予測した。

<一部修正> (平成25年度栃木県地震被害想定調査及び平成27年国勢調査人口をもとに修正)

本町における被害想定

想定される、本町の被害等は次のとおり。

(1) 震度 マグニチュード …… ~~震度6弱~~ 7.3

(2) 全半壊棟数・全壊 ~~345~~ 170 棟、半壊 ~~1,442~~ 1,434 棟

(3) 死亡者数… ~~6人~~ 9人 10人 (朝5時深夜発災ケース)

~~(4) 要救助者数…70人～100人 (朝5時発災ケース)~~

(~~5~~) 避難所生活者は、~~30,915~~ 29,639 人 (H17~~27~~ 国勢調査人口) の約 5.85%、~~1,800~~ 1,700 人を想定した。

※栃木県が宇都宮市 県庁 直下型地震を想定したもののなかで、本町における最大値の被害を算出したものです。

第1章第1節「防災意識の高揚」

②自らの身の安全は自ら守るという「自助」の精神を町民一人ひとりが持つこと、町はその普及啓発を行うように努める旨を追加。

<新規追加> (県地域防災計画をもとに追加)

第1 町民の防災意識の高揚

1 自主防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自ら守るという「自助」の精神が防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。平常時には、地震に関する基本的な知識を身に付けると共に、各家庭において住家の耐震化、大型家具・電化製品の固定、安全な配置等に努める一方、地域自主防災組織等が行っている防災活動に積極的に協力し、災害時には、的確に身を守る、初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所以て自ら活動する、あるいは県、町及び地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町及び防災関係機関は、町民に対し、自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命(いのち)・身体(み)を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。

第1章第2節「地域防災の充実・ボランティアとの連携強化」

③平成25年6月の災害対策基本法の改正により、地区居住者等による自発的な活動に関する計画とした位置づけられた地区防災計画策定の推進を追加。

<新規追加> (災害対策基本法及び県地域防災計画をもとに追加)

8 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画策定の推進）

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区内における自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）を作成し、これを町地域防災計画に定めるよう、町防災会議に提案することができる。

地区防災計画について、町（市町村防災会議）は、提案された計画の趣旨を踏まえ、町地域防災計画に当該計画を位置付けるものとする。

また県（県民生活部）は、全ての町において地区防災計画策定が進むよう、モデル地区における計画策定を支援する。

第1章第4節「避難行動要支援者対策」

④平成25年6月の災害対策法改正により、地域防災計画に定めるべき事項として避難行動要支援者名簿の作成、更新、管理する旨を追加。

<新規追加> (災害対策法及び県地域防災計画をもとに追加)

(2) 避難行動要支援者名簿の作成【健康福祉課】

① 要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町内の関係部局で把握している高齢者や障害者等の情報を集約するよう努めるとともに、必要に応じ、県やその他の機関に対して情報提供を求める。県は、町から求めがあった際には、情報提供を行う。

② 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者の範囲について要件を設定し、要件に該当する者について、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要と認める事項を名簿に掲載する。

③ 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化することから、町は、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

④ 避難行動要支援者名簿の管理

町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

⑤要支援者を災害から守るためには、地域の協力体制が不可欠のため、関係機関と協力して整備する旨を追加。

<新規追加> (県地域防災計画をもとに追加)

(3) 地域の協力体制の整備【地域安全課・健康福祉課】

避難行動要支援者を災害から守るためには、地域の人々が相互に助けあう環境が整備されることが重要である。そのため、町は、自主防災組織、自治会、消防団、民生委員・児童委員、警察署、医療機関、福祉関係機関等と協力して、避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備する。

第1章第5節「物資、資材等の備蓄、調達体制の整備」

⑥第1章の地震被害想定で避難所生活者の想定人数を変更したことに伴い、貯水及び食料備蓄目標を変更。

<一部修正> (地震被害想定をもとに修正)

貯水備蓄目標	1,800 <u>1,700</u> 人×3日(1人/日)×7日間= 37,800 <u>35,700</u> 日
食糧料備蓄目標	1,800 <u>1,700</u> 人×3食(1人/日)×3日間= 16,200 <u>15,300</u> 食

第1章第12節「避難体制の整備」

⑦一般の避難所では生活が困難な方を福祉避難所に受け入れるため、必要数確保し安心して生活ができる体制を整備するよう追加。

<新規追加> (福祉避難所の確保・運営ガイドライン(内閣府)の改正をもとに追加)

3 福祉避難所の指定

(1) 町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を必要数確保し、指定する

⑧避難所が良好な環境となるよう、男女共同参画の視点を踏まえながら、様々な状況に備えた生活環境の整備に努めるよう追加。

<新規追加> (近年の災害及び避難所ガイドライン(内閣府)をもとに追加)

4 避難所の整備

町は、避難所の整備にあたっては、男女共同参画の視点を重視しながら、避難者の良好な生活環境を確保するため、次のようなことに留意するものとする。

○整備にあたっての留意事項

- ・ 避難収容施設においては、耐震性を確保すること。
- ・ いつでも避難所として使用できるよう、平時において点検・維持補修を行うこと。
- ・ 電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備や電源の確保に努めること。
- ・ 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。
- ・ 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。

- ・ 帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の共通化（平成28年3月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」で使用する事等を指示された平成28年3月22日付で日本工業規格（以下「JIS」という。）において、制定・改正され、公示されたピクトグラム）、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人（日本語の理解が十分でない者）の避難に資するため、多言語表示シート等の整備に努めること。
- ・ 食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。
- ・ 要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレのほか、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。
- ・ 要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。
- ・ 体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。
- ・ 通信事業者（東日本電信電話（株）外）の協力を得て、災害発生時に速やかに避難場所へ非常用固定電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくとともに、公衆無線 LAN（Wi-Fi）の利用ができる環境整備に努める。
- ・ 必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。
- ・ 安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。

⑨避難行動要支援者の避難支援に係る個別計画を策定するよう努めるよう追加。

＜新規追加＞（避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）をもとに追加）

(2) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

ア 避難行動要支援者対策

町は、在宅の高齢者、障害者等の避難行動要支援者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び福祉関係者（民生委員等）と連携し、避難行動要支援者の個々の状態に応じた避難支援に係る個別計画の策定に努めるとともに、災害時に安全かつ迅速に避難行動要支援者を誘導できるよう、平常時においても所在や健康状態の把握に努める。

また、町は、避難行動要支援者が利用する公立社会福祉施設について、施設利用者の個々の様態に対応できる避難支援プランを策定するよう努める。県（保健福祉部）及び町は、民間の社会福祉施設に対して避難体制を整備するよう指導を行う。（本章第4節参照）

第2章第6節「避難対策」

⑩避難所生活において要配慮者への生活支援に努めるよう追加。

＜新規追加＞（県地域防災計画をもとに追加）

第5 要配慮者への生活支援【健康福祉課・学校教育課・こどもみらい課・生涯学習課】

1 要配慮者への日常生活の支援

町は、被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。

また、必要に応じて関係機関（県看護協会等）へ看護職員等の派遣について協力を要請するなど避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。

2 被災児童等への対策

町は、被災により生じた要保護児童や要援護高齢者等の発見と把握に努め、親族の引き渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

3 外国人への対策

町は、被災した外国人に対して、（公財）栃木県国際交流協会等との連携のもと、生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を整備する。

4 栃木県災害福祉支援チーム（DWAT）による支援

県（保健福祉部）は、県社会福祉協議会及び福祉関係団体との栃木県災害福祉広域支援を活用し、避難所等に福祉専門職で編成される栃木県災害福祉支援チーム（DWAT）を派遣する。栃木県災害福祉支援チーム（DWAT）は、避難所等において市町と連携し、専門的見地から要配慮者等福祉的支援が必要な者のニーズの把握やスクリーニング、各種相談対応、避難所の環境整備等に当たる。

第2章第6節「避難対策」

⑪被災者の被害の程度や支援の実施記録等を一元的に管理するための「被災者台帳」の作成に関する項目を追加。

＜新規追加＞（災害対策基本法をもとに追加）

第12 被災者台帳の作成【地域安全課・総務課・住民課・税務課・健康福祉課・環境課・上下水道課・学校教育課・こどもみらい課】

町は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成することができる。

【風水害対策編】

第1章第4節「避難行動要支援者対策」

⑫浸水想定区域及び土砂災害危険区域に所在する要配慮者利用施設への避難対策を追加。震災対策編を準用しているため風水害対策編の記載はなし)

<新規追加> (水防法をもとに追加)

(6) 洪水浸水想定区域等や土砂災害危険区域の情報提供等【地域安全課・健康福祉課・都市整備課・学校教育課・こどもみらい課】

町は、洪水浸水想定区域、ダム下流河川の浸水想定範囲及び土砂災害を受けるおそれのある社会福祉施設の管理責任者に対し、県と連携・協力して、土砂災害危険箇所及び危険区域、避難場所、計画避難基準等の情報を提供し、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

町は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、町長はその旨を公表することができる。

第1章第8節「農業関係災害予防対策」

⑬平成30年7月豪雨により多くのため池が決壊し、小規模なため池についても甚大な被害が生じたことから、ため池施設対策について新たに追加。

<新規追加> (平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方(農林水産省)をもとに追加)

第2 ため池施設対策

ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じて、災害の未然防止に努める。

また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、計画的な整備に努めるとともに、農業用ため池として利用されていないものについては、管理移管や統廃合を推進する。

第1章第9節「水防体制の整備」

⑭洪水予報を実施する河川及び洪水予報の種類について、栃木県地域防災計画をもとに内容を修正。

<修正> (栃木県水防計画をもとに修正)

2 指定河川の洪水予報国が指定して洪水予報を実施する河川

国土交通省関東地方整備局が、国民経済上重大な損害を生じるおそれがあるため指定した河川で、洪水のおそれがあると認められる場合は、関東地方整備局と気象庁予報部とが協同して洪水予報を行う。

(1) 指定河川

河川名	区域	水位又は流量の予報に関する基準地点（予報地点）		
鬼怒川	左岸：塩谷町大字風見1201-16 地先から利根川合流点まで 右岸：宇都宮市宮山田カタニ 1302 地先から利根川合流点まで	佐貫（下）		
		はん濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	はん濫危険水位（危険水位）
		2.3m	2.4 2.6m	3.4 3.3m

(2) 洪水予報の種類

洪水予報は、河川ごとにその地点の水位や流量を示して次のとおり発表する。

分類	種類	発表基準
注意報	〇〇川洪水注意報	指定河川に洪水のおそれがあるとき（予報地点の水位が警戒水位を超えるおそれがあるとき）
警報	〇〇川洪水警報	指定河川に洪水があり重大な災害の発生するおそれがあるとき（予報地点の水位が原則として既に警戒水位を超えて、危険水位程度若しくはそれを超えるかあるいは重大な災害が起こるおそれがあるとき）
情報	〇〇川洪水情報	指定河川洪水注意報及び警報を補う情報（洪水注意報、洪水警報の補足説明及び軽微な修正を必要とするとき）

<u>洪水予報の標題</u> <u>[洪水予報の種類]</u>	<u>発表の基準</u>
<u>〇〇川氾濫発生情報</u> <u>[洪水警報]</u>	<u>氾濫が発生した後速やかに発表する。</u>
<u>〇〇川氾濫危険情報</u> <u>[洪水警報]</u>	<u>予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達した場合に、速やかに発表する。</u>
<u>〇〇川氾濫警戒情報</u> <u>[洪水警報]</u>	<u>予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。</u>

第1章第9節「水防体制の整備」

⑮洪水浸水想定区域における対策としてハザードマップを作成し、町民及び要配慮者利用施設へ周知するよう追加。

<新規追加>（水防法をもとに追加）

(2) 町は、浸水想定区域の指定及びダム下流河川の浸水想定範囲の情報提供があった場合は、少なくとも当該浸水想定区域等毎に、次の事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置により町民及び避難行動要支援者関連施設等に周知を図る。

- ・洪水予報等の伝達方式
- ・避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項
- ・その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- ・要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地
- ・町の条例で定める用途及び規模に該当する大規模な工場その他の施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもので、かつ、当該施設の所有者又は管理者からの申し出があった場合は、その名称及び所在地

第2章第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」

⑯県と気象庁が共同で発表する土砂災害警戒情報等をもとに適切に避難情報を住民へ発令するよう追加。

＜新規追加＞（県地域防災計画をもとに追加）

2 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報

(1) 土砂災害警戒情報

県と宇都宮地方気象台が共同で作成し、災害対策基本法、土砂災害防止法、気象業務法に基づき発表する。土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達する。

町は、土砂災害警戒情報を受信した場合、避難所開設等避難に向けた対策を速やかに行い、町民に対し防災行政無線・防災メール・広報車・SNS等を利用して伝達する。

(2) 土砂災害緊急情報

町は、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、国土交通省又は県から土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報提供があった場合、迅速かつ適切に住民への避難勧告等を判断し、発令する。

第2章第7節「避難対策」

⑰令和元年台風第19号等を踏まえた避難の在り方について、町民の避難行動の理解促進について追加。

＜新規追加＞（中央防災会議防災対策会議の報告をもとに追加）

第1 避難行動の理解促進

1 避難行動について

「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人は必ずしも避難場所に避難する必要はなく、また、避難先は町が指定する小中学校や公民館等の避難場所だけでなく、安全な親戚・知人宅も避難先になりうることについて、町民への理解を促す。

2 ハザードマップ等の活用

ハザードマップや国が作成した避難行動判定フローを使い、自分の家は避難が必要な場所か、また、避難にあたってどこが危険なのか、一人ひとりのとるべき避難行動の理解促進を図る。

第2章第7節「避難対策」

⑱避難勧告に関するガイドラインの改定に伴い、避難情報を発令する際は警戒レベルを付し情報を発信する旨を追加。

＜新規追加＞（避難勧告に関するガイドライン（平成31年3月改定）及び県地域防災計画をもとに追加）

避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告及び、避難指示（緊急）及び災害発生情報を発令する際は、下表のとおり警戒レベルを付すとともに、住民が取るべき避難行動が分かるように伝達する。

住民は、警戒レベル3で高齢者等は危険な場所から避難、警戒レベル4で危険な場所から全員避難を基本とする。警戒レベル5は既に災害が発生、無理な屋外非難は控える。（警戒レベル1、警戒レベル2は気象庁が発表する情報であり、参考に記載）

<u>警戒レベル</u>	<u>住民が取るべき行動</u>	<u>避難情報</u>
<u>(警戒レベル1)</u>	<u>(災害への心構えを高める。)</u>	<u>(早期注意情報)</u>
<u>(警戒レベル2)</u>	<u>(避難に備え自らの避難行動を確認する。)</u>	<u>(大雨・洪水注意報等)</u>
<u>警戒レベル3</u>	<u>高齢者等は立ち退き避難する。</u> <u>その他の者は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。</u>	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>
<u>警戒レベル4</u>	<u>指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。</u>	<u>避難勧告</u>
	<u>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</u>	<u>避難指示（緊急）</u> <u>※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令</u>
<u>警戒レベル5</u>	<u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</u>	<u>災害発生情報</u> <u>※可能な範囲で発令</u>

第2章第16節「廃棄物等処理活動」

⑱水害における災害廃棄物処理の留意点を追加。

<新規追加> (廃棄物処理法（環境省）及び県地域防災計画をもとに追加)

第3 水害における留意点

水害による災害廃棄物は、水分を多く含み、腐敗しやすく、悪臭・汚水の発生源となるため、町は、その特性を踏まえ、次の事項に留意して早急に処理する。

1 仮置場

水が引くと、被災住民が一斉に水に浸かった災害廃棄物を屋外に排出するため、仮置場を早急に開設する。

開設にあたっては、日常生活圏への影響の少ないところで開設するとともに、消臭剤や殺虫剤の噴霧等の害虫・悪臭対策等を行う。

2 収集運搬

水分を含む畳や布団等の重量のある廃棄物が発生するため、積込みや積降ろしに使用する重機を確保するほか、収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。

3 処理

災害廃棄物混じりの土砂が多量に発生するため、土砂の選別等を行う。

腐敗性廃棄物については、優先して処理を行う。

4 衛生面

汲み取り式の便槽や浄化槽等が水没し、槽内に雨水や土砂が流入することがあるため、速やかにし尿を汲み取り、清掃・消毒を実施する。

【原子力災害対策編】

第3章第4節「屋内退避・避難誘導等」

②平成30年3月締結の城里町との広域避難に関する協定について追加。

<新規追加> (原子力災害時における城里町民の広域避難に関する協定をもとに追加)

1. 避難所の設置

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣県の住民が本町に避難することが予想される。

東海第二発電所で原子力災害が発生し、または発生するおそれがある場合における県外広域避難について、町は、UPZ内にある茨城県の城里町と協定が締結している。

○原子力災害時における城里町民の広域避難に関する協定

1. 協定締結

栃木県 益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 茨城県 城里町

協定締結日 平成30年3月28日

2. 協定内容

(1) 原子力災害時等で城里町民の生命若しくは身体を原子力災害から保護するため、城里町長が広域避難の必要があると認めたときは、避難受入市町は、城里町民を受け入れるものとする。ただし、避難受入町が被災している等正当な理由がある場合は、この限りではない。

(2) 避難受入町は、それぞれの指定避難所等のうち、あらかじめ定めた施設の一部を城里町民の避難所又は中継所兼基幹避難所（以下「避難所等」という。）として提供するものとする。

(3) 避難所の開設時受入業務については、城里町の要請を踏まえて避難受入市町が行うものとし、城里町はできるだけ早期に避難受入市町から避難所運営の移管を受けるものとする。

(4) 広域避難にあたって、城里町は、茨城県及び栃木県と連携し、避難受入町の負担が過大とならないよう配慮しなければならない。

3. 広域避難の受入要請等

(1) 避難受入町に対する広域避難の受入要請は、城里町が行うものとし、あらかじめその旨を茨城県及び栃木県に報告するものとする。

(2) 受入要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

(3) 避難受入町は、城里町と広域避難の受入について協議が整った場合は、速やかに広域避難の受入準備を開始するものとする。

4 県（県民生活部・その他各部局）は、避難受入町に対し適切な助言を行うとともに茨城県からの要請に基づき必要な調整及び支援を行う。

また、県（保健福祉部）は、茨城県からの要請に基づき、被災した病院等の入院患者等の受け入れ等について、国及び関係機関との連携により、県内の病院等に対し要請する。（入院患者等の受け入れ搬送に当たり、特に重篤な患者については、ヘリによる搬送を要請する。）

5 避難退域時検査及び簡易除染への協力

県外広域避難を実施する住民に対するスクリーニング及び除染は、当該避難による汚染の拡大の防止及び住民の安全確保のため、茨城県広域避難計画に基づき、茨城県 県が実施する。

県（県民生活部・その他各部局）は、可能な範囲で、茨城県が行う避難退域時検査及び簡易除染への協力をを行う。